

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準

1 審査方法

- (1) 民間事業者が提出した企画提案書について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会が書類審査を行います。
- (2) 選定委員会にて、提案内容について民間事業者からヒアリングを行います。
- (3) 審査事項は、次のとおりとします。
  - ① 森林所有者に支払う金額
  - ② 木材販売収益の安定・向上
  - ③ 森林経営計画の作成予定
  - ④ 経営管理の着実な実施
  - ⑤ 地域への貢献度
  - ⑥ 技術的な提案

2 審査基準

審査については、選定委員会を開催して提案内容を審査することによって行います。評価にあたっては前述の審査事項に基づき、次の表に示す各項目の基準点の合計を採点し、採用事業者としての参考点とします。採点結果を踏まえ提案内容を総合的に審査し、選定委員会が採用事業者を決定します。

審査事項	審査基準点				
	極めて優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①森林所有者に支払う金額	15点	12点	9点	6点	3点
②木材販売収益の安定・向上	10点	8点	6点	4点	2点
③森林経営計画の作成予定	10点	/			2点

④経営管理の着実な実施 体制	極めて優 れている 10点	優れて いる 8点	普通 6点	やや劣 っている 4点	劣って いる 2点
	実績	極めて優 れている 10点	優れて いる 8点	普通 6点	やや劣 っている 4点
⑤地域への貢献度 事務所の所在	極めて優 れている 5点	/			劣って いる 1点
	地域雇用	極めて優 れている 10点	優れて いる 8点	普通 6点	やや劣 っている 4点
⑥技術的な提案 (間伐後の林況に配慮し た施業方法)	極めて優 れている 30点	優れて いる 24点	普通 18点	やや劣 っている 12点	劣って いる 6点

### 3 スケジュール

(1) 企画提案書の審査

令和6年6～7月頃

(2) 採用事業者の選定・結果通知

令和6年6～7月頃

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査採点表

民間事業者名

審査事項	配点数	評価点数	備考
① 森林所有者に支払う金額	15 点		
② 木材販売収益の安定・向上	10 点		
③ 森林経営計画の作成予定	10 点		
④ 経営管理の着実な実施 体制 実績	10 点		
	10 点		
⑤ 地域への貢献度 事務所の所在 地域雇用	5 点		
	10 点		
⑥ 技術的な提案 (間伐後の林況に配慮した施 業方法)	30 点		
合 計			